笠石の飛澤さん夫妻

福島県農業賞を受賞

第 62 回福島県農業賞の表彰式が９月３日㈮、福島市で行われ、鏡石町からはイチゴと水稲の複合経営を行っている笠石の飛澤良男さん・登久子さん夫妻が農業経営改善部門で表彰を受けました。

同日、飛澤さん夫妻が遠藤栄作町長に受賞を報告し、良男さんは「受賞は大変光栄なことで、これまでお世話になった皆さんに感謝したい」と話していました。

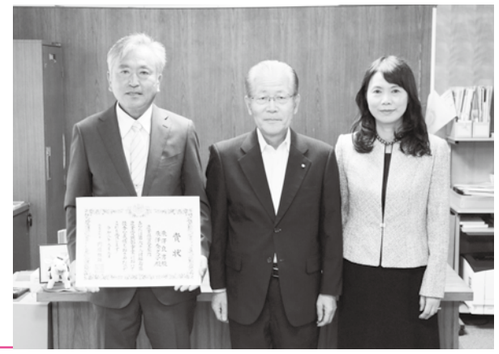

遠藤町長に県農業賞の受賞を報告した飛澤良男さん（左）と登久子さん（右）

鏡石中生が職場体験学習

広報担当者の仕事に挑戦

鏡石中学校の職場体験学習が９月６日㈪、各事業所で行われ、鏡石町役場では３人の生徒が広報かがみいし担当者の仕事について学びました。

３人は記事の書き方やカメラの使い方について町の広報担当者から説明を受けた後、町内の事業所で取材を行い、実際に写真を撮影したり記事を書くなどして広報紙を作るための一連の作業を体験しました。

取材の一環で、鏡石幼稚園で職場体験を行う生徒の様子を撮影しました！

町老人クラブ連合会が大会

グラウンドゴルフで熱戦

第 23 回鏡石町老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会が９月 16 日㈭、鳥見山多目的広場で行われ、参加者が優勝を目指して熱戦を繰り広げました。

大会には約 30 人が参加し、男子の部は優勝が八巻眞二さん（豊郷豊寿会）、準優勝が佐藤征男さん（同）、女子の部は優勝が石井いね子さん（旭町旭寿会）、準優勝が榮ハマ子さん（成田成宝会）でした。

優勝を目指して熱戦を繰り広げる参加者

鏡石町文化講演会

講師に増田明美さん

鏡石町文化講演会実行委員会では、次のとおり令和３年度文化講演会を開催します。

- **講　師**　増田明美さん（スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授）
- **演　題**　「自分という人生の長距離ランナー」
- **日　時**　12 月８日㈬　17 時 30 分開場　18 時 30 分開演
- **会　場**　須賀川市文化センター
- **入場整理券**　500 円（当日券はありません）

※町公民館、町商工会、町内各金融機関などで取り扱っています。

●**問い合わせ先**　町文化講演会実行委員会事務局（町公民館）　☎ 62-2031

自動車点検整備推進運動 ～最後に点検した日、覚えていますか？～

重点実施期間：令和３年９月～ 10 月

自動車は細やかなケアが必要です。安全確保と環境保全のためにも、点検をして車の不具合を減らしましょう。

●日常点検と定期点検　～点検整備は使用者の義務です～

日常点検整備は、日ごろ自動車を使用していく中でユーザー自身が行うことができる点検ですので、チェックガイド（www.tenken-seibi.com/m/）を参考に点検を行いましょう。

定期点検整備は、一定期間（自家用自動車の場合は 12 か月）ごとに実施する少し大掛かりな点検整備です。専門的な知識・技術も必要なので、国の認証を受けた整備工場に任せることもできます。

車検はあくまで最低限の基準を満たしているか確認するものであり、次の車検までの安全性等を保証するものではないので、日常点検や定期点検を実施し、車の保守管理を行いましょう。

●自動車に備えられたコンピュータの点検が義務付けられます

令和３年 10 月１日より、12 か月ごとの定期点検項目に「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」が追加されます（大型特殊自動車、二輪自動車等は対象外）。

OBD とは、コンピュータ制御される装置の状態を監視し、故障の有無を診断して記録する装置です。コンピュータ制御される装置とは、エアバッグやアンチロックブレーキシステム（ABS）等を指しますが、現在はほとんどの車両に搭載されていますので、ほぼ全ての自家用自動車が OBD 診断の対象となります。

●**問い合わせ先**　国土交通省東北運輸局福島運輸支局　☎ 024-546-0342
福島県自動車適性使用推進協議会事務局　☎ 024-546-3451

建築物の建築には“確認申請”が必要です

建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が報告されています。

住宅の新・増築や建物の用途変更などの際には、事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。

Q１　建築物とは？

A１　建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

Q２　自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか？

A２　増築面積が 10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

Q３　ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等をホームセンターで購入し、置きたいのですが？

A３　物置などとして利用すれば基礎の有無にかかわらず建築物となり、確認申請が必要です。

Q４　農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが？

A４　鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、きれいなまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫として建築できても、事務所や工場としては建築できない地域がありますので、事前に確認してください。

Q５　違反建築になるとどうなるの？

A５　県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。

●**問い合わせ先**　都市建設課　☎ 62－2116